

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

改 正 前	改 正 後
<p>1．共通事項</p> <p><b>1 - 1 0 その他</b></p> <p>1 - 1 0 - 1 店舗等の他者との共用</p> <p>金融機関が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な店舗配置がなされているか確認することとする。また、<u>ディーリングルームが共用となっていないか</u>、コンピューター設備を共用する場合に金融機関自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか等について確認するものとする。</p>	<p>1．共通事項</p> <p><b>1 - 1 0 その他</b></p> <p>1 - 1 0 - 1 店舗等の他者との共用</p> <p>金融機関が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか確認することとする。また、コンピューター設備を共用する場合に金融機関自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか等について確認するものとする。</p>